

# 令和3年度 権利擁護部会

## 議 事 録

日 時：2021年12月17日（金）午前10時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第一常任委員会会議室

## 1. 開 会

○事務局（浜部地域福祉推進担当課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度権利擁護部会を開催いたします。

私は、札幌市保健福祉局地域福祉推進担当課長の浜部でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、初めに、当部会の委員に変更がございましたので、ご報告いたします。

社会福祉に関わる団体の代表者といたしまして、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会の瀬川委員にご就任いただいておりますが、後任といたしまして、同会常務理事の菱谷委員にご就任をいただきましたことをご報告いたします。

また、保健・医療に関わる団体の代表者といたしまして、一般社団法人札幌市医師会の清水委員にご就任いただいておりますが、後任といたしまして、同会理事の濱松委員にご就任をいただきましたことをご報告いたします。

なお、濱松委員につきましては、本日は欠席されております。

次に、本日の出席状況と定足数についてご報告いたします。

本日は、札幌市医師会の濱松委員、北海道税理士会成年後見支援センターの石川委員及び札幌弁護士会の関口委員が欠席されており、定数13名中、10名の委員にご出席をいただいていることから、札幌市地域福祉社会計画審議会規則第4条に規定する定足数を満たし、成立することをご報告いたします。

なお、オブザーバーとしまして参加予定であった札幌家庭裁判所の澤崎総務課長ですが、業務の都合により、欠席となっております。

また、当部会は、公開でありまして、傍聴席を設けております。

皆様の発言は、会議録として整理し、後日、札幌市のホームページに掲載いたしますので、ご承知おき願います。

また、発言の際、マイクをご用意しておりますので、スイッチをオンにして発言をいただきまして、また、発言が終わりましたらスイッチをオフにいただければと思います。よろしくお願いいたします。

## 2. 挨拶

○事務局（浜部地域福祉推進担当課長） それでは、令和3年度権利擁護部会の開会に当たり、札幌市保健福祉局総務部長の加藤からご挨拶を申し上げます。

○加藤総務部長 札幌市保健福祉局総務部長の加藤でございます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、令和3年度権利擁護部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、札幌市の福祉行政に関しまして、それぞれのお立場で大変ご尽力いただいているということにつきましても、重ねてお礼を申し上げます。

令和元年度におきまして5回にわたり開催いたしました権利擁護部会では、多くの貴重

なご意見をいただき、それらに基づきまして、昨年度には札幌市成年後見制度利用促進基本計画を策定することができました。このことにつきましても、改めてお礼を申し上げます。

さて、本日の権利擁護部会ですが、策定した計画にも掲げておりますとおり、新たに設置いたします中核機関の役割や協議会の運営方針等につきましても、事務局で作成いたしました運営方法案をお示しさせていただきます。

皆様におかれましては、中核機関や協議会の運営方法などにつきましても、それぞれのお立場からご意見を頂戴し、それを参考にさせていただいて、今年度中に設置予定の中核機関等の運営に役立てていきたいというふうに考えております。

成年後見制度の利用促進に向けましては、皆様からのご協力が欠くことのできないものとなってございます。引き続き、お力添えをいただきますように、改めてお願いを申し上げます。

それでは、本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

#### ◎配付資料の確認

○事務局（浜部地域福祉推進担当課長） ここで、お手元にお配りした資料の確認をいたします。

なお、お手元にある資料が最新のものになりますので、こちらをご覧ください。

まず、初めに、令和3年度権利擁護部会の次第がありまして、次に、座席表、委員名簿と続きまして、資料1の地域連携ネットワークのイメージ図（案）になります。資料2としまして、中核機関の設置及び運営方法について（案）になります。資料3でございますが、成年後見制度を利用していない段階での相談窓口体制のイメージ図（案）となっております。

皆様、不足等はございませんでしょうか。

### 3. 議 事

○事務局（浜部地域福祉推進担当課長） 大丈夫そうなので、それでは、議事に入ります。

以降の進行は、畑部会長にお願いしたいと思います。

畑部会長、よろしくお願ひいたします。

○畑部会長 皆さん、おはようございます。

部会長の畑でございます。

本日の権利擁護部会は、事務局からお示される中核機関や協議会の運営案について意見交換をするということが議題となっております。

これは、計画策定時の最後に、委員の皆様から中核機関設置に向けた意見交換の場を設けていただきたいというご意見がありましたことから、実施するものということになっております。

一応、成年後見制度利用促進計画策定のための部会の所管外となってはおりますけれども、計画の非常に重要な部分である中核機関等の運営がよりよいものになることで、計画策定の目的を果たせるものと考えております。

つきましては、中核機関の運営等を通じて、今後の札幌市における成年後見制度の利用促進に向けて、委員の皆様のご活発なご意見をお願いしたいと考えております。

計画策定においては、本当に皆様から重要なお意見をいただいている、最後の最後にコロナ禍というところで、事務局の皆さんも他の業務も含めて本当に大変な中で、何とかこの2021年度の計画に間に合うような形で今回の業務をお進めいただき、このような機会をしっかりとご設定いただいたということに、改めてお礼を申し上げたいと考えております。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

まず、議事の中核機関の設置及び運営方法等の検討について、事務局より資料に基づいて、それぞれご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（北村福祉活動推進担当係長） それでは、まず、資料1をご覧ください。

こちらは、札幌市の成年後見制度に関する地域連携ネットワークのイメージ図になります。

こちらに、本人や後見人、各専門職団体や地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所といった地域の相談支援機関と中核機関とのつながりを図にしてイメージしております。

今回、新たに設置する中核機関が各関係機関とつながり、記載されているような取組等を進めていくことで、地域連携ネットワークの役割である権利擁護支援の必要な人の発見や支援、早期の段階からの相談対応体制の整備等につなげていきたいと考えております。

また、下段には、令和3年度中に設置を予定しております中核機関の持つ機能を記載しております。

続きまして、資料2をご覧ください。

こちらは、令和3年度から4年度にかけての中核機関の運営内容等の案を記載したのになります。

その後の運営については、実施年度の状況を踏まえて再度検討してまいりたいと考えております。

まず、設置目的ですが、皆様のご協力の上で昨年度に策定いたしました札幌市成年後見制度利用促進基本計画に基づくものとさせていただいております。

次に、中核機関の設置時期につきましては、基本計画においても目標として掲げておりますけれども、今年度中の設置を予定しております。

また、運営につきましても、業務委託による運営を予定しておりますが、札幌市としても主体的に運営に関わり、こちらの資料に書かれている内容に沿った形で実施していくことを想定しております。

委託先については、これまでの成年後見に関する市民後見人の養成や市長申立て、報酬助成の手続業務等の実績があり、中立性などの観点も踏まえ、札幌市社会福祉協議会にお願いしたいと考えておりますが、現時点でまだ正式に決定したものではございません。

それでは、それぞれの業務についてご説明させていただきます。

まず、広報業務についてですが、広報物として成年後見制度の概要や中核機関等の案内等を記載したパンフレットを作成し、区役所などの地域住民に身近な場所や、介護予防センター、居宅介護支援事業所などといった関係機関等に配布をすることを予定しております。

また、中核機関においてもホームページ等を作成し、これらの内容を記載することや、この後ご説明いたします各区における相談会の開催などについても案内等を行うことを想定しております。

次に、関係者向けの研修会の開催については、まず、地域の相談機関向けに研修を行いたいと考えております。開催数の目安としては、札幌市の基本計画上の目標である令和5年度末までに研修受講人数3,000人というものを掲げておりますので、そこを目指してやっていきたいと考えております。

こちらについては、中核機関や札幌市で開催するものに限らず、札幌市全体での数値目標というふうに考えております。専門職団体などの関係機関でも、これまでも地域からご依頼があって、成年後見制度等に関する研修等をされているかと思いますが、こういった取組にも引き続きご協力をいただきつつ、さらには、ほかの取組についても引き続きご協力いただきながら、後見制度の利用促進に向けた取組を一体となって行っていきたいと考えておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、相談業務についてでございます。

基本計画において、中核機関に相談窓口を設置いたしまして、市民からの相談や既存の地域の関係機関からの相談を受け付けることとしております。

ここで、資料3をご覧ください。

こちらは、中核機関設置後の成年後見制度を利用していない方に関する相談体制のイメージ図になります。

こちらのイメージ図に示す流れで案件を進めていくことを、一旦、想定しております。

まず、ご本人や、親族、ケアマネなどのご本人の関係者などの相談者から、相談が中核機関並びに地域の相談機関に寄せられます。

これまでも地域の相談機関では、成年後見制度を含めた権利擁護に関する支援の必要性や適切な支援内容の検討などを行っており、その中で弁護士等への法律相談が必要な案件については、四角の枠で囲まれております制度等を活用してご対応いただき、さらに、従来どおり判断できるものについては、各相談機関等に対応することで成年後見制度等の権利擁護支援に結びつけていくこととなります。

また、弁護士等へ法律相談すべき案件かどうか、または、何かしらの理由で制度利用が

できない案件、成年後見制度と他の権利擁護支援制度のどちらがよいか悩むような案件など、中核機関に相談が来ることが想定されます。

中核機関では、市民等からの直接の相談も含め、地域の相談機関等からの相談に対して改めて適切な支援内容の検討を行い、成年後見制度が必要と判断した場合、中核機関のバックアップの下、地域相談機関等で対応を進めていただき、成年後見制度の活用につなげていくことを考えております。

これは、地域の関係機関で引き続き支援することにより、後見開始前のチーム化の一助になるほか、後見開始後においても、既存の体制に後見人が加わることで、日常的な関わりを通じて、本人の意思決定支援や身上保護を図るチーム化が推進されることから、有効と考えているところです。

また、成年後見制度の利用が適切だとした場合でも、何かしらの理由により、中核機関が支援し、制度利用につなげていくことも想定しております。

さらに、中核機関でも判断が難しいという場合には、弁護士等による法律相談等を活用し、成年後見制度の利用についての検討を進めていくこととしております。

なお、成年後見制度以外の対応となった場合については、他の支援策の助言、相談者の求めに応じ、関係機関への連絡調整などを行うことを想定しています。

その上で、資料2に戻りまして、具体的な中核機関での相談体制でございますが、この②の対応方針のとおり、制度全般に関する一般相談については電話や短時間の来所対応とし、個々の事情に応じた個別的な相談については事前予約制とすることとさせていただいて、既存の地域の関係機関のバックアップも重点に置いて業務を進めていきたいと考えております。

既存の地域の関係機関へのバックアップでございますけれども、先ほどのイメージ図のとおり、地域包括支援センターや札幌市が委託する障がい者相談支援事業所といった地域の相談支援機関において権利擁護支援の業務を担っておりますので、それら地域の関係機関に対するバックアップをすることで考えておりますが、具体的なイメージとしては、例えば個別ケア会議などに中核機関の職員が参加することなども想定しております。

これら一連の取組により、既存の地域の関係機関での対応が可能になった段階で関係機関へつなぎ、地域でのチームによる継続した支援を行うことのできる体制を目指したいと考えています。

なお、中核機関においても判断が困難である事案については、先ほども申し上げましたが、中核機関からの依頼による弁護士等による法律相談、例えば法テラスなどの特定援助対象者法律援助なども活用して進めていくことなども想定しております。

さらに、相談窓口については、中核機関の窓口まで足を運ぶことが難しい市民の方も想定されていることから、区圏域での出張相談会なども開催することを予定しております。

次に、利用促進業務についてご説明いたします。

こちらは、市長申立てや報酬助成について、今年度から対象世帯の拡大を行っております。

すので、引き続き、この手続につきましては札幌市社会福祉協議会に、また、市民後見人養成につきましても、同様に、札幌市社会福祉協議会に委託して実施していくことを想定しております。

また、日常生活自立支援事業との連携についても、中核機関がこれらの事業とも連携して利用促進に努めていくイメージとなります。

また、市民後見人以外の受任調整に関わる調査や、法人後見活動に関わる調査については、地域連携ネットワークの活用や協議会などの場で皆様からのご協力をいただきながら、今後の方向性について調査を行っていきたいと考えております。

続きまして、後見人支援業務ですが、中核機関での相談窓口での対応や、それに伴うチーム化の推進を行うことを予定しております。

相談窓口につきましては、運営方法として、利用促進に関する相談と後見人支援に関する相談を一体的に運用することを予定しております。

なお、支援対象者につきましては、まずは知識や経験が乏しく、支援も少ない親族後見人、さらには既存の取組で行っている市民後見人に限定して対応したいと考えているところでございます。

中核機関に相談される内容としては、主に、福祉的観点や意思決定支援などに関する相談などが想定されるかと考えているところでございます。

チーム化推進につきましては、チーム化が行われていない、あるいは、不十分であるケースについて、適切なチーム体制の構築を支援することを考えております。

具体的には、中核機関の窓口や既存の地域の関係機関から相談があった際に、適切なチーム体制が整われているかの整理や検討を行い、チーム化が不十分である場合には、適切なチーム体制について助言等を行うといったものを考えております。

なお、チーム化に対する取組については、先ほど広報業務の中で申し上げた関係者向け研修会等を通じて広く関係者の意識醸成を図り、地域の関係者が主体的にチーム化を行うことができるよう推進していきたいと考えております。

最後に、協議会についてご説明いたします。

計画では、地域連携ネットワークを効果的に機能させるため、関係団体を構成員とする協議会を設置することとしており、地域連携ネットワークのコーディネートを行うことで、成年後見制度の利用促進を図るための連携体制を強化していくこととしております。

また、利用促進を図る上で、権利擁護に関わる専門職団体や高齢者、障がい者に関わる関係団体、地域の関係団体などの組織と中核機関との相互連携が必要となることから、そういった場を構築することが重要になると考えております。

なお、協議会のメンバーなどの具体化については、これからのものになりますが、権利擁護部会にご参加いただいている団体の皆様につきましては、協議会のメンバーとして引き続きご協力をお願いしたいと考えているところでございます。

協議会の開催についてですが、おおむね年2回程度を想定しており、議題については、

今後の成年後見制度の利用促進に向けた課題、特に中核機関を運営することで見えてきた課題などや制度利用の促進に向けた他都市の好事例の情報共有、さらには、次期国の成年後見制度利用促進計画に関する方針等に応じた議題の設定などを考えております。

いずれにいたしましても、協議会にご参加いただくメンバーの方々の建設的なご意見により、本市における成年後見制度の利用促進に向けた取組が進むものを検討していきたいと考えているところです。

以上が、中核機関及び協議会の運営に関する案についてのご説明になります。

今回のご説明については、現時点での中核機関の業務内容の大枠をお示ししたものであり、今後も引き続き調整事項もございますので、その点をご承知おきいただきたく存じます。

事務局からは、以上でございます。

○畑部会長 ご説明ありがとうございました。

では、議事に入ってまいりたいと思いますので、皆様より、ご説明いただいた内容等々を踏まえつつ、それぞれご意見を頂戴したいと思います。

ご意見がございます方は、挙手の上、マイクをオンにしてご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、岩井委員、お願いします。

○岩井委員 岩井です。よろしくお願いいたします。

地域連携ネットワークのイメージ図がありまして、すごく詳細な図かなと思ってはいますけれども、専門職団体という大きな枠が一つ左上にあって、これは恐らく弁護士会等があると思うのですが、先ほど特定援助対象者の法律相談は法テラスのことも念頭に入れているというお話でしたので、この専門職団体の中に法テラス等を含めて考えておられるということでしょうか。もしそうであれば、こういう団体も念頭に入れているというのがほかにあれば、お聞かせいただきたいと思っているのですが、よろしいでしょうか。

○事務局（北村福祉活動推進担当係長） 弁護士会や司法書士会、今ご参加いただいている社会福祉士会、行政書士会等々の皆様、さらには、今日、ご欠席の税理士会でも成年後見制度をやっていただいておりますので、そういったところも想定しているところがございます。

さらに、法テラスが専門職団体かどうかというのは、今、私どもでもそこまで想定していませんでしたが、それこそ、いろいろな制度、法的なバックアップをしていただいておりますので、このネットワークのどこに入れるべきかというのは議論の余地があるのかもしれませんが、ネットワークの中の大事な部分かなと思っているところがございます。

○岩井委員 法テラスというのは、一般市民の特に資力のない人のために設けられているところがございますので、市民に知らしめる意味合いからもある程度考慮していただければなと思っています。よろしくお願いいたします。

○畑部会長 ほかに、皆様からいかがでしょうか。

この意見交換というのは、決して事務局に対する意見出しだけではなくて、権利擁護部会の中には様々な情報をお持ちの方々が委員として入られており、非常に重要なメンバーが集まられておられますので、その間での意見一致も含めてご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、菅委員、お願いします。

○菅委員 北海道社会福祉士会道央地区支部の菅です。

中核機関設置及び運営方法についての案の3番、「中核機関の運営は、札幌市と委託先が互いに連携を図り、一体となって進める」という記載があるのですが、この文章だけでは漠然とした感じなので、札幌市と委託先が互いに連携を図る現実的な例も挙げていただいて、どのように連携を図っていくかということをお願いしたいと思います。

○事務局（北村福祉活動推進担当係長） 委託という前提になっていますけれども、やはり札幌市全体の成年後見制度の利用促進を進めていく上では、札幌市が主体的に考えや知恵を出し、中核機関の窓口の現状もお聞きしながらやっていくことが重要かと思います。

これは例えばの話ですけれども、定期的な打合せを必ず月何回かやっていくということを考えているところがございます。さらに、ほかにもいろいろとあるとは思いますが、今思っていることはそういうことだと思いますし、プラスがあるかと思います。

○事務局（浜部地域福祉推進担当課長） 補足いたしますが、まず、委託先には、例えばこの下にある広報や相談機能は、一つの事務所といいたまいますか、機関としてやっていただくことを想定しています。

連携という部分でいきますと、例えば、今後、今の部会が協議会になっていって、いろいろなネットワークで何かを進めていくことを議論しなければならない中で、多分、実際に中核機関を担う委託先に、課題だったり、今後どういうふうにしていったらいいかという情報がいろいろ集約されていくのかなと思うのです。当然、いろいろな機関との調整などは札幌市が立つ部分も出てきますので、そういうところを相談しながら札幌市が委託元としてやっていくというようなイメージでございます。

○畑部会長 菅委員、よろしいでしょうか。

○菅委員 はい。

○畑部会長 ほかに、皆様からいかがでしょうか。

岩井委員、お願いします。

○岩井委員 事前に拝見いたしまして、何点かお聞きしたいことと、先ほどお話がありましたように、皆様のご意見もお伺いしたい部分がありましたので、お話しさせていただきます。

まず、この中核機関の設置及び運営方法について（案）のウの利用促進業務は、非常に重要なところかなと考えております。この中で、報酬費用助成という項目がありますけれども、これは、今、札幌市では、市長申立てに限らず、報酬助成をするという形で拡大し

ていることは新しい要綱でもそうになっておりますので、理解しております。

この札幌市成年後見制度利用支援事業実施要綱の改正も読んでみたのですが、成年後見人、保佐人、補助人というのはきちんと明確になっているのですが、後見監督人あるいは保佐監督人、補助監督人、いわゆる監督人に対する報酬助成も視野に入れておられるのかどうなのか、その中身がちょっと見えづらかったのです。

私は、入れるべきだと考えておりました、この件については、皆様のご意見をお伺いしたいので、まず、その点をよろしくお願いたします。

○畑部会長 まず、事務局として、もし何か今の点でのご検討の点があれば、お伺いしたいと思います。

○事務局（北村福祉活動推進担当係長） 後見監督人に対する報酬助成ですが、現状、今年度の7月から市長申立て以外の案件、本人・親族申立て等を拡大したのが直近の拡大状況でございます。まず、そこを拡大したというところでございますので、現状、その後見監督人の報酬助成については、まだ検討しておりません。そういったご意見等もあるというのは存じておりますが、その辺は札幌市の予算との兼ね合いもありますので、今後の課題という認識でございます。

○畑部会長 岩井委員、とても大事なご意見かと思うのですが、今日の議題は、まずは中核機関の運営方針（案）に関する検討になってまいります。今後、権利擁護部会として検討していくべき議題ではあるのですが、今日の内容の中核機関そのものの議論からは若干ずれてしまう部分が出てくるかなという気もいたします。

今日は、お時間が限られておりますので、この点について、皆様からの意見出しというのは次回の権利擁護部会での検討事項に移したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○岩井委員 直ちに、今、ここで結論ということではないのですが、運営方法についての検討もここでやることになっていると思うので、その場合、その報酬助成の部分をどうふうにお考えなのかなということがちょっと気になったのです。

それと、実は、つい一昨日、成年後見制度利用促進専門家会議というのがありまして、私はそれも聞いていたのですが、第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項という中に、この成年後見制度利用支援事業の推進等の中に後見監督人等が選任する場合の報酬も含めることなどを検討することが期待されるというような内容が入っていました。そういう意味では、やはり札幌市もこの点を少し検討していただいたほうがよろしいのかなと考えたところでございます。

○畑部会長 皆様にご協力いただきまして策定したこちらの札幌市成年後見制度利用促進基本計画は、2023年度までとなっておりますけれども、現在の方針としては、2024年度以降は、基本的に札幌市地域福祉社会計画のほうに一体化していくというような流れで検討されていきますので、その策定に向けては重要な議題になってくるポイントかと思っておりますので、直前になってから慌てて検討ということではなくて、今後も引き続き建設

的に議論を進めてまいりたいというように思いました。

岩井委員、ありがとうございます。

ほかにも、皆様からぜひご意見いただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

それでは、南方委員、お願いします。

○南方委員 行政書士会、後見支援センターの南方でございます。よろしくお願いいたします。

資料3のところで、少しお話をさせていただきます。

何回かに分けて議論したイメージを1枚の流れで非常に分かりやすくチャートにさせていただいて、ありがたく思っています。

この中で、左上の支援機関から矢印が三つ出ていまして、一番右側に困難事例が来た場合に中核機関にどう下りてくるかという図がございます。その中で、中核機関で権利擁護に関する支援の必要性の検討を行うとあり、これは、成年後見制度の利用が適切なのか、後見制度以外の対処が適切なのか、この辺をジャッジしていくという流れでよろしいですよ。

このときに、やはり、成年後見ですので、身上保護という事務の範囲がどこまでなのか、我々がスタートさせる中核機関の身上保護事務の守備範囲をある程度整理しておかないと、図では左へ行きます、右へ行きますということですが、実際に相談が来たときに、今、成年後見制度の中で動いている財産管理は明らかですけれども、身上保護として対応すべきことが非常に曖昧で、利用促進計画で身上監護からあえて身上保護に動かした意味合いも含めて、ここを事前に整理しておかないと、実際、ここで矢印をどちらへ向けるかといったときに、やはり混乱してしまうと思うのです。

この図は非常に簡便で、頭の整理ができるのですが、ここのところが我々の責務だと思いますので、一つ必要ではないかと思いました。

○畑部会長 この点は、私も本当に重要なポイントだなと思っておりまして、実は、この点は、事務局からのご説明では解決できない部分だと思っております。

つまり、現状として、ここの地域の相談支援機関と書かれている地域包括支援センターであったり障がい者相談支援事業所で相談を受けた場合に、実際に一番難しいのは、この矢印のどこに行くかということのそもそもの判断で、言い方はちょっと悪いのですが、一番左の弁護士等への法律相談が必要とぱっと判断されるケースは、もうこれしかないだろうということであれば、実はそんなに難しくないケースだと思うのですよね。むしろ、我々として精査していかなければならないのは、そこまで明確でなく、どれがいいのだ、どうしていけばいいかに悩むときに、現状として地域の相談機関はどうしているのか、今後、それに向けて中核機関としてどのようにサポートしていけるのかをどう明確にしていくかなのです。多分、明確にはできないのですが、明確になり切らないからこそ、そこで中核機関がどういうふうに関与を果たしていけるのかを我々がしっかりと検討し、今後、我々が協議会のメンバーになっていくとしても、そこをしっかりと議論して中核機

関を受託していただくところにお示ししていく、また、それを地域の相談機関の方々にもしっかりと情報発信していくといった流れが必要不可欠になってくるのだらうと思います。

この点、私としてもそういうふう感じていたということですが、この地域の相談支援機関で、今おっしゃっていただいた身上保護、財産管理も含めて相談を受けた場合にどのように判断しているのか、現状として現場での困り感というのはどういったところにあるのか、もしご存じの委員の方がおられれば、また、後見人の立場からでももちろん構いませんので、もう少し情報をそれぞれいただければと思いますけれども、皆様、いかがでしょうか。

それでは、半藤委員、お願いします。

○半藤委員 札幌後見支援の会の半藤と申します。

私たちは、基本的に専門家ではありませんので、専門家と考え方が違うかもしれませんが、身上保護については、ここは直接的な行為だからしないということではなくて、後見人ができる範囲でやるということで考えていますので、ほかの専門職の方に比べればかなり広く考えているのかなと思います。

ただ、いろいろなことを考えると、やはり限界がありますので、親族のように丁寧な身上保護ができていくかという、そうはいかないのですけれども、例えば、外出に付き合っしてほしいとか、ちょっとそこに行きたいのだけどという希望があれば、できる場合とできない場合がありますけれども、できる範囲であればしてあげようかということで、広く考えております。

○畑部会長 ある意味、そういうふうに広く考えてといったところが明確に取り組めており、自分たちの規定をある程度そういう形で捉えられている方からすると、支援になる前に整理ができていくという場合もあるのかなと。

つまり、この資料3の相談窓口体制のイメージ図では、前段階と書いていただいているとおり、成年後見制度を利用していない段階でのということ、利用した後の一般からの相談、まだそれを利用して後見人の方がどうしていったらいいかという場合に、どういうフローでこの中核機関に結びついてくるのかということ等を含めて、またこれとはちょっと違う流れが考えられるかなということも今のご発言からは見えてくると思います。

皆様、ほかにもいかがでしょうか。

それでは、由井委員、お願いします。

○由井委員 札幌市介護支援専門員連絡協議会の由井です。

初歩的な質問で申し訳ないのですが、資料3の真ん中上で、相談者、本人、親族、ケアマネなどの関係者から、今までは左側の地域包括支援センターなどに相談が行っていたと思うのです。今後、中核機関ができて、PRなどをいろいろされる中で、チラシとか、どんなふうにPRされるのかと、従来は左に行っていたのが、ポイントか何かがあって、これは中核機関というふうに分かれていくのか、その辺でイメージは何かございますか。

○事務局（北村福祉活動推進担当係長） まず、具体的なイメージ図をつくったわけではないのですが、うちの部署の関係者ともお話をさせていただいているのは、最初の広報の段階で中核機関だけをPRするのではなく、既存の地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所での権利擁護に関する相談について、もちろん、もともとそうでしたので、それと併せて広報していきたいと考えているところでございます。

ですから、そこに関しては、あえてどちらがどちらと、こういうものは中核機関、こういうものは地域のほうでという分けではなくて、まずは相談しやすいほうに相談していただくというようなイメージで考えているところでございます。

○由井委員 相談しやすいほうということですね。ありがとうございます。

○事務局（浜部地域福祉推進担当課長） 補足いたしますけれども、基本的な考え方として、まずは、やはり利用される方が身近なところで相談できるのが一番いいのかなというふうに我々としては考えております。ですから、今回の説明の中でも、まず、最初は、相談支援機関の相談というか、今、一般の相談よりもそちらに重点を置いて札幌市全体の相談の底上げをしていきたいと考えております。そんな中で、中核機関としてはメインといましようか、当然、一般の相談も受けるのですけれども、まず、全体のことを上げたい、そちらに注力していきたいと考えております。

ただ、一般の方が相談する際には、パンフレット上はどこにでも相談できる、しやすいところというふうに考えています。考え方としては、身近なところでみんなが同じように相談できればなというところがベースになっています。

○半藤委員 札幌後見支援の会でも後見人をやっておりまして、いろいろな施設に行くのです。そうすると、ケアマネとかいろいろな職員の方々から、うちにもこんな困った人がたくさんいるのです、同じように後見してもらえないのでしょうかという話をよく聞くのです。そのとき、私たち札幌後見支援の会としては申立ての支援をしておりませんので、それは、市なり、そういう窓口にご相談してくださいということで、それでお話は終わってしまうのです。

いろいろな窓口があるのはよくご存じだとは思いますが、取りあえず、中核機関に相談すれば振り分けてくれる、ほかに適切な窓口があるのであれば、そちらを紹介してもらえると、中核機関に行けば何とか道筋が見えてくるというようにしていただいたほうが、かえって分かりやすいのかなと。私たちも、そういう困った方がいるときに、こういうことでやりなさいとアドバイスしやすいと思いますので、そういう方法も一つ考えていただきたいなと思います。

○畑部会長 今、とても重要なところをそれぞれご議論いただいていると思います。

まず、どこに相談が寄せられるべきかといったところにおいては、やはり一概に区切れないところはあるのだろうと思うのですが、ただ、中核機関に行ったけれども、解決しなかったというのはできるだけ避けたいですね。そうしないと、中核機関に行ったのに、あの中核機関は頼っても意味がないというようなことになってしまいかねないと。

ですから、そのときに、今、半藤委員がおっしゃったのは施設の例ですけれども、まだ利用していない段階での困り感は、これは私が現場を知らないからだということで、お叱りを受ける覚悟で言いますけれども、一番の困り感を抱いている方というのは、恐らく本人ではないと思うのです。やはり、本人以上に施設側やご家族ということで、ご本人自身は、困っていてもそれを困り感として認知できない状態で、ご本人から発信してくることはなかなか想定しづらいのかなと私自身は思っています。

ただ、本人自身も言葉にはできないもので困り感に気づいている場合は、ご家族がその制度を知れば、割とスムーズにつながって、権利擁護に結びついて、成年後見が始まると、そこはやはりそんなに困難ではないケースでつながっていくということになると思います。ただ、ご本人の同意が得られないなどで、結局、成年後見人がなかなかつけられないという状況になったときに、施設側、あるいは、ご家族の方がさらに困難感を深めていくことになりやすいですね。

そういった場合、恐らく、今の地域といった点で言うと、ご本人の一番身近についている専門職としては、やはり高齢者の場合はケアマネだと思います。ですから、ケアマネがどうしてもいいか分からないというときに、まず相談するのは、今の体制から言うと地域包括支援センターになっていると思います。そこで、包括が対応していければ問題ないのかなというところはあるのですけれども、やはり包括としても、権利擁護業務は機能として持たれていますが、これまでそこまで経験を重ねてきたわけでもないという中で、どうしていったらいいか分からないというような難しさが出てきて、中核機関に頼りたいというようなケースが出てくれば中核機関につながっていく、やはり基本はこのラインだと思うのです。

さっき、由井委員から相談しやすいほうでいいのですかということで出たのですけれども、やはり、ケアマネとしては、基本は包括に行ってもらいたいというのはあるのだと思います。そうでないと、やはり地域での包括的な支援体制にひずみが出てきかねない。でも、そうなったら、包括では、にっちもさっちもいかないときに、あるいは、にっちもさっちもいかないまでいかなくても、もやもやしたときに中核機関にということになってくると思うのです。

ここで、もしかしたら、今後、協議会ということ考えたときには、包括の代表者の方も来られたほうがいいのかないかなという気もしますけれども、では、札幌市内でそういったケースをどれくらい抱えられているのか、要は、どれくらいのケースが中核機関に上がってくる可能性があるのか、その点が見えない中で、中核機関の担当者数や今後の展開ということは計画しづらいのではないかと私をかなり懸念しています。

つまり、多分、今の段階で次年度予算がもう決まっていて、大体の人数というのが想定されていると思うのです。ですから、次年度に関しては、立ち上げ初年度ということで、それでしようがないかなと思いますが、今後のことを想定していったときに、施設が中核機関へ相談したら、中核機関の担当者の方が出張相談に来てくれて、施設に入所している

ほかの方に関する成年後見の利用促進についても相談に乗ってくれたよというような情報発信が広がったときに、うちの施設も出張相談に来てほしいとなってきたら、これもまたニーズが拡大してくるわけですね。では、札幌市内だけで見たときに、そういった施設が幾らあるかということを見ると、出張相談へ月に何回行けるかというような議論も出てくるのだと思います。

そこは私も気になっていたところでして、資料2のイの相談業務の④番の相談会の開催で、「窓口まで足を運べない等の住民に対し、区単位で出張相談会を開催する」とありますけれども、10区ありますよね。ですから、1区ずつ回るだけでも10回回ると月に1回ぐらいの単位となります。さらに、それで施設もとなってきたら、1か月の勤務日が二十二、三日と考えたときに、その出張だけでも二、三日丸々潰れてしまって、1人、2人では対応していけないということになると思うのです。

今、半藤委員から出たご指摘というのは、まさにそういったことで、いろいろなところでの相談に関するニーズがあり得るということだとも感じています。ですから、施設側のニーズ調査、あるいは、包括側のニーズ調査がない段階で、今後、どこがどういった形で計画を見通していくのかということについては検討できないと、言い方は悪いですが、多分、受託する中核機関が非難されるということになってきかねないのではないかと懸念しています。それは、札幌市内にも包括は幾つかありますし、道内にも委託でやっている包括がいっぱいありますが、やはり、委託元の行政機関より、受託しているほうが住民あるいは専門機関からの非難に矢面に立たされるというのは基本的な事案ですね。

ここで、札幌市と委託先が互いに連携を図りとしっかり入れていただいている、ここはとても重要だと思っております。そこも含めて、今後、もう少し具体的なニーズ把握も含めて検討していきながら立ち上げに結びつけていかないと、やはり効果的な運営がしづらいのではなかろうかというところを、今日は、私は部会長でありますけれども、個人的にはしっかり発言していきたいと感じていた部分です。

皆様のほうでも、そういったご意見があれば、ぜひお聞かせいただければと思います。

改めての確認になりますが、基本的には、今年度の権利擁護部会としての意見出しは今回だけといったイメージだと私は聞いておりましたけれども、実際、今年度末の立ち上げに向けて、どういったスケジュール感で、どこが検討しているのでしょうか。これは中核機関の設置運営方法になっていきますけれども、基本計画では、協議会も中核機関も今年度の立ち上げということになっていますので、協議会も含めた今後のスケジュール感を、いま一度、事務局からご説明いただければと思います。いかがでしょうか。

○事務局（浜部地域福祉推進担当課長） ありがとうございます。

まず、中核機関の立ち上げに関しましては、今回、部会のご意見をいただいて、札幌市のほうで、いただいた意見の中で、できる部分があれば、今お示ししている案にさらに加えてやっていきたいと。そして、今後の検討だなという部分につきましては、今後、さらに検討させていただきたいと思っています。

ですから、部会としては今回でご意見をいただいて、我々としてはそれを受け止めて今後につなげていくというのが1点です。

それと、もう一つ、協議会ですけれども、今、計画の中で、今年度ということになっておりますので、これから鋭意努力させていただいて、できれば立ち上げに結びつけていきたいとは考えているのですけれども、まずは中核機関を立ち上げるというところに一番の重きを置いております。その結果、計画上は今年度となっているのですけれども、協議会までの立ち上げというところまで、もしかしたら行かないこともあり得るのかなとは考えているところでございます。

ただ、どういうところに声をかけていくということは、当然、今年度中にできるところまでやっていきたいなどは考えています。

○畑部会長 ご説明をありがとうございます。

先ほど挙手された菅委員、お願いします。

○菅委員 私は、今いろいろな委員の方のお話を聞いてすごく感じたのですけれども、皆さんの意見は中核機関の相談機能がいかに重要かというところが出たと思うのです。

その中で、確かに、中核機関だけで相談を受けるということは、どう考えても、今までの話合いの中でも無理がありますので、要するに、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所の皆さんで相談を受けながら、中核機関もその中に関わって行って、重層的に中核センターを発動していくというのは分かるのです。ただ、多分、由井委員からも質問があったのですけれども、今までと同じように質問は受けるけれども、その細かいところの流れがしっかりしていないのではないかと委員のお話を聞いていて思ったのですよね。

確かに、まずは中核機関をやりましょうということで、足りないところはたくさんありつつも進めていくのですけれども、この部分を曖昧にしまうと、大変なことになるのではないかなという危惧をちょっと覚えました。

いろいろな意見が出た中で、今回で話合いが終わりというのが妥当なのかどうかというのが不安に感じるのですけれども、いかがでしょうか。

○畑部会長 これは、事務局だけではなくて、むしろ部会の皆様のほうで……。

白戸副部会長、お願いします。

○白戸副部会長 私は、今、今回でこれが終わりと聞いて、いや、大丈夫かなとちょっと不安になっているのです。

資料2の中核機関の設置、運営、役割に関してはよく分かります。ただ、これはとてもいいことが書いてあって、これをどこまで中核機関がやることを具体的に想定しているのか。さっき畑部会長がおっしゃったように、中核機関はどこにということはありますけれども、どういう体制で機関を設置するのかということが全然議論できないではないですか。

私は、今、機関の役割として想定している内容は大賛成です。ただ、今、いろいろな関係機関が生活支援をやっている中で、例えば、地域包括支援センター、ケアマネジャーなどとの生活支援体制と、この中核機関がどういう役割分担をするのだというようなシミュ

レーションをしていって、こういうたくさんの役割機能はあるのだけれども、この部分とこの部分に関しては中核機関の本来的な機能としてしっかりやっ払いこうというような分担をすると、単に、中核機関が一般的な成年後見相談の窓口になりますということは想定していませんよね。

実際には、ケアマネであったり包括がやる業務に関して、中核機関がどのように支援あるいは連携していけるのかというところが具体的な問題ですから、そこをもう少し具体的に議論しませんか。それをしないと、どういう体制で機関をつくるのですか、何をしますか、委託されたところもたまったものではないでしょう。ですから、私は、今、そういうところでもごく不安を感じています。

○畑部会長 議論の場について、もう少し継続的に話を行ってというところで複数の意見をいただいているところでもありますけれども、委員の皆様からほかにございせんか。

それでは、赤杉委員、お願いします。

○赤杉委員 基幹相談支援センター、ワン・オールの赤杉です。

皆様のご意見をいただいでいて、私も、最初にこの資料を見たとき、一体、障がいの分野の相談支援専門員として、現場からどのようなことを中核機関に相談をするのか、イメージがつかなかったのです。

今の部会長などのお話の役割分担というようなことで、確かに、成年後見制度の場合は、ご本人が困るということはなかなか少なく、ご両親、もしくは、障がいの場合は保護者の方がお金を管理しているということもありまして、ご高齢になってきて、いよいよどうするのだといったときに、成年後見制度はどうだろうかということになるのですが、保護者の方としても最期までというようなご意思がある中で、支援者としてはどのような支援をしていけばいいのだろうかということは確かに悩みます。困難事例ではないのですけれども、悩ましいケースではあるなということを感じています。

では、そのようなケースを中核機関に相談した場合、どういうふうに役割分担をして、ご本人やその周りの支援、チームの中にアプローチをされていくのだろうかということイメージするのですけれども、では、我々は何をしていけばいいのか、なかなかイメージし難いなどは考えていたところでした。

今、現状、障がいの相談支援専門員は、弁護士に相談すべきか判断に悩むというよりも、悩む前にまず弁護士などに相談してみようという感じにしていると思うのですよね。そこで、弁護士に法律の解釈であったり、この場合はというようなところで教えていただいで、では、こちらの法律の相談のほうに乗せていこう、では、こちらは行政であったり、チームの中で何かしら検討して進めていこうという整理をしているのです。ですから、その弁護士に一旦は相談してみようというものを、今後、中核機関に相談していく流れなのかなといったときに、どういう違いが出てくるのだろうかということと、現場で連携をしていく上で、どういうふうにすれば利用者さんのためになる支援チームになっていくのかなというところは悩ましいなど、感想になりますが、そのように感じておりました。

○畑部会長 障がいの分野でも、確かに、ご高齢の方と違って保護者がおられる状況だということもありますけれども、かなり法律相談のほうに寄せられています。

ただ、その後のイメージのところ、図ではチームということで明記されていますが、当然、中核機関がチームに入るわけではない。当然、そんなに入っていけるわけではないと思いますが、個人的には、チームに入らずに、中核機関だからこそできる支援というのがあり得るのではなかろうかとは思っております。

つまり、陳腐な例になってしまいますけれども、ケアマネやご家族が言ってもなかなか聞かない方が、ドクターの一言で動くということは当然よくある話ですね。そういった形で、中核機関のような第三者の立場だからこそ、スポットで行き、そこで話すことによって、もしかしたら、ご本人に対して少し効果的に機能するような発言ができたりすることも想定し得るのではないかと。

ただ、今のこの図では、地域ケア会議等に出て行って話をするところはありませんけれども、支援における面接の場に中核機関の担当者が入っていくというイメージはあまり想定されていないのではなかろうかと、私にはそういうふうに見える部分もあります。ただ、実際に行ってみると、第三者的立場だからこそ中核機関としてできるところが見えてくるのではないかと。例えば、地域包括支援センターの方もそこに同席して、その対応を見て覚えていくようになれば、ケアマネとご家族、そしてご本人という場に包括の方が第三者的立場で入って行って、中核機関の方がされていたような対応を徐々にできていくようになる。そういうことができれば、今、想定されているように、既存の相談支援機関でも、将来的には中核機関がやるような相談機能を少しずつ果たせるようになっていくのではないかと、そういうことにもつながっていく可能性があるかなとちょっと期待しております。

専門職に関しては、研修を受けてスキルアップしたら、みんな、何でもできるよねということではないと思っています。やはり、相応の費用がかかって、人間的な体制をしっかり整備してこそ支援が拡充するという部分も当然あって、個々人が研修を受けてレベルアップしたら全部できるというわけではありません。そこに中核機関があって、包括などとも一緒に動いていくような体験ができないと、包括でもできるというイメージを将来像として見通しにくいということもあります。ですから、今、白戸副部長がおっしゃったとおり、中核機関がそれぐらい動けるためにはどれぐらいの規模が必要なのか、そこを将来的な展望として検討していくことがそうした体制に結びつけていくことだと考えられます。

次年度に向けて、今から予算拡充を云々するのが難しいということは、どうしても現実的問題としてあると思います。では、今から年度末に向けてできることは何かというと、次年度は取りあえず走り出して、その間、恐らく権利擁護部会から協議会のほうに役割を移していくことになると思いますので、協議会ではどういう形で議論を進めていくべきか、そういうことについて今年度中にできる限り検討しておく必要があるのではなかろうかなと感じた次第です。

こういった点に関して、ほかに皆様からご意見があればぜひお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

由井委員、お願いします。

○由井委員 ちょっと違う話になるかもしれませんが。要望に近いことで、この場で言うのがいいか、委託先のところで検討することになるのか分かりませんが、中核機関を立ち上げるに当たって、先ほどの区での出張相談会が典型的な例かと思いますが、どういう曜日、時間帯でやるか、中核機関が開いている時間帯のことで。

今まで、地域包括支援センターに相談をして、包括は土・日が休みだけれども、そういう事情があるなら、ご家族の休みに合わせて土・日に出てきていただいたり、いろいろ工夫をされております。また、包括でも、多分、ケアマネからの相談は平日が多いと思うのですが、ご家族からの相談は土・日に入っているとか、そういう統計なりデータを取っていらっしゃると思うので、そういう状況を十分検証した上で、中核機関はどういう営業形態がいいのか、しっかり検証をして設定していただきたいなというお願いです。

○畑部会長 そういったところも、非常に重要なデータになってくるのかなと思っております。

出張相談に関しては、中核機関が担う機能として重要な点ですけれども、例えば、この地域連携ネットワークという図で言うと、今も部会に来ていただいている皆様のような団体が中核機関の方と一緒に行っていただくと。それは、当然、その団体で受託することを保証するものではなくて、具体的な受託先としてこういったところがあって、こんな支援をしていますよといったイメージのお話までです。そのタイミングでは、自分の団体の利益は排除して、あくまでも協議会の代表として出ることを徹底していただく必要があるかと思えます。ただ、そういった形で、本当の意味での協議会での連携ができれば、年に2回の会議を開いて意見だけ言うことではない、現場における連携もイメージとして入れていただくと、中核機関としてもできる支援の幅が広がっていくと思えますし、本当にこういったネットワークの機能を発揮していけるのかなと思えます。

今、知野判事には同意だという感じでうなずいていただきましたけれども、裁判所も含めて、何か実質的な連携をイメージしていくことができれば、中核機関としては、規模自体をどんどん大きくしていくことは難しかったとしても、限られた予算の中でその機能を一番発揮できる形を想定していけるのだろうと思えます。

そういったことも含めて、今年度は1回分の部会の予算しか取っていないと思うのですが、こういった形であればこうした話合いの場を設定し得るのか、また、地域包括支援センターに対して、あるいは相談支援事業所でもいいですけれども、どれぐらいの相談のニーズがあり得るのかというような調査など、何かできる部分について検討していただければと思うのですが、この点はいかがでしょう。

菱谷委員、うなずいていますけれども、いかがですか。

○菱谷委員 市社会福祉協議会の菱谷でございます。

冒頭の行政からの説明で、社会福祉協議会という名前も出てきていますので、何かは話さなければ駄目なのだろうなというふうには覚悟していたのです。

まだ、正直、どこまでどういうふうに取り組んでいくのか、また、受託するのか、しないかということは正式には全然決まっていない段階でございます。今までの市社会福祉協議会の成年後見、または、ここで言う市民後見や日常生活自立支援事業に関わってきた経過を考えると、できる範囲で何らかのお手伝いを担うということは避けて通れないのかなと、また、そういう覚悟で持っていきたいということで組織としては考えているのですが、やはり今ここでのいろいろなご意見は、ごもっともなご意見だなと思うものが出されております。

私どもとして、例えば、中核機関一つ取ってみても、どの程度の相談がどういう分量で来て、どういう流れで来て、また、パートナーたるものの地域包括支援センターや相談支援事業所がどういうふうと一緒に関わってくれるか、まだあまりよく見えていない部分も正直あるのです。

それと、また、ここに専門家にいろいろお集まりいただいていますけれども、三士会をはじめ、その専門機関という形で一緒に役割分担をさせていただけるのかということもよく見えていない部分もあります。

先ほどから各委員から出されているご意見というのは本当にごもっともで、私もそのとおりだなというふうに思う部分もあります。やはり、これだけのメンバーが集まっているわけですから、残された時間で、しっかりといろいろなアドバイスを聞きながら、行政でも事前に関係機関と詰めるところは詰めて、相談するところはして、不安がなくなるということはないのですけれども、なるべく軽減される方向で、市民のためにご検討いただければなという気持ちで今聞いておりました。

○畑部会長 それでは、菅委員、お願いします。

○菅委員 今まで部会で数多くの話をしてきて、この形が出来上がったのだと思うのです。今、3月過ぎて、確かにスタートはしなくてはいけないのかもしれないけれども、せっかくここまでやってきて、いろいろな意見が出てきた中ですから、できれば、これで話し合いを終わらせるという形にはしないほうがいいのではないかと私は思うのですけれども、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

確かに、中途半端なことがたくさんあるかもしれないけれども、まず、やらなければいけない。でも、ここまで頑張ってきたのだから、やはり、そのところは、できることはできるだけやっていきたいという気持ちが委員の皆さんもあるのではないかと思います。

○畑部会長 それでは、白戸副部長、お願いします。

○白戸副部長 今の意見に同感ですけれども、こういう会議の開催の仕方に関しては、いろいろな条件があると思いますので、お任せします。

資料3の図の中では、一番上のところで、相談者の右のところにご本人がいて、親戚があって、ケアマネなどの関係者がいます。これは、成年後見制度というものを主語にして

つくった図ですから、こういうふうな絵の描き方になってはいますが、実は、この相談者の前にまず本人がいらっしゃって、ケアマネジメントシステムをつくって、本人の生活をどういうふうに総合的に支えていくのかであって、ですから、2000年に介護保険制度をつくったときに介護支援専門員の制度をつくったのです。

ただ、介護者支援専門員も、非常に手が余るところに関して、機関調整、制度調整、地域調整は、地域包括支援センターという包括的な機関をつくって応援していこう、地域包括ケアシステムをつくらうというふうに発展してきたのです。それがいわゆる地域連携ネットワークシステムのコアの部分だと思います。ですから、その中に権利擁護支援の部分もありますし、例えば、介護支援専門員の受験勉強で成年後見制度をやるのです。

ですから、ケアマネジメント、地域包括ケアシステムの権利擁護機能に対して、中核機関がどういうふうに関わって、その機能を高める、応援するかというふうな具体的なシミュレーションをしてみませんか。それをやらないと、受託する機関はたまったものではないな、全て任せられるようなことではないにしても、そうになってしまいますよ。

今、地域連携ネットワークの中で権利擁護機能があるのですから、そこの中核機関が具体的にどういうふうに関わっていくのだというところをもう少し話し合ってもらえないかなというふうに思いました。

○畑部会長 ケアマネもしっかり勉強した上ではありますが、ただ、それでも難しい点においては、地域包括支援センターに相談しながらですね。

それから、ご本人と後見人に関して言うと、後見人はやはり非常に難しい立場であって、本人とほぼ同じ視点に立って、支援の図で言うと中心に置いて周りに専門職を書く場合と、本人を中心に置いて後見人が周りの一部になる場合で、その役割を行ったり来たりしないといけないような立場になることも当然出てきます。そのときに、本人側に寄って考えないといけないけれども、それが非常に難しくなってきたときに相談するのはケアマネであります。ただ、当然、ケアマネが本人の支援においてなかなかうまく合わせができないときに、やはりケアマネと若干対立的な構造の中で話し合いが進むというような支援も想定されるわけです。

そういうような後見人の非常に難しい立場もあって、後見人は、もしかしたら中核機関に相談に来られるということもあったり、あるいは、その一体のチームの中で、後見人とケアマネを含めて地域包括支援センターに行ったりするかもしれません。やはり、後見人とご本人に対する支援の状況に応じて、後見人になられている方の支援のルートというのが様々異なってくる部分もあります。もちろん、全部を網羅的にシミュレーションしていくというのは限界もありますけれども、そういったところをもう少し整理すると、中核機関としてどう始めていくべきなのかが見えてくると思います。

また、もう一方で、ニーズ調査は、中核機関にどれぐらい相談が上がってきそうかも整理していけると本当に見通しがついて、受託先もそれに基づいてしっかりと営業も行っていくことが可能になるのではないかと思います。

資料2の中核機関の設置及び運営方法について（案）というのは、恐らく、今後、決裁を経て様々な規則や要綱、要領になっていくものであろうと思いますが、まだ、そこになる前段階のものというようにお見受けされますので、そこに向けてもう少し議論したものが反映していけるような形で何とか進めていただければ、非常にありがたいのかなと感じました。

それでは、岩井委員、お願いします。

○岩井委員 皆様のご意見をお聞きしておりまして、何点か、私の考えも含めてお話しさせていただきます。

まず、相談ですけれども、これは確かに非常に種々雑多で様々な議論があって、今これだけたくさん議論が出ましたが、それは身上保護も同じです。つまり、身上保護の議論は、話せば話すほど、なかなか深みに入って行って難しいところがあると。ですから、それを議論するのはすごく大事ですけれども、結論を出してしまうようなものでもないだろうなと感じております。

それから、相談もそうなのですが、一つ、すごく重要なことは、相談先を決めるのは我々ではなくて相談者なのだ。つまり、どんなことを言っても、相談者がここに相談したいと思えば、そこに行くのです。幾ら、その地域包括支援センターがいいですよとか、中核機関がいいですよと言っても、その相談者自体は、いや、私はここが近いから、知っている人がいるからとか何だということで、そこに行ってしまうわけですよ。そういうふうに来た人たちを、我々がどういうふうフォローして適切などころにつないでいくかがすごく大事で、きちんとつなげられるような、まさにネットワークをつくっていくということが大事かなと考えているところです。

もう一つは、私は、今日の会議は、たまたまここに出てきた資料に基づいて議論するとすると、このまさに運営についてというところで、中核機関の機能と具体的業務というところでいろいろあって、相談業務についてこうこうこういうようなことなのだとか、利用促進業務はこうなのかなというように、順次、話し合っていくのかなというふうには、この順番で行くのかなと考えていたのです。

そうすると、どちらかというと、広報機能は今議論するようなものでもないでしょうし、相談機能も今お話ししたように、議論はすごく大事だけれども、結論が出てくる部分でもないかもしれません。でも、その利用促進機能や支援機能については、ある程度、この部会で方向性とか何かを示してあげたほうが、言い方は悪いけれども、市は多少助かるのではないのかなという感じもするのです。

そういう意味合いで、一応、市はある程度この案を出されてきたのかなと思っているので、そちらも少し議論してはいかがかなという気がいたしました。

○畑部会長 岩井委員、ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりで、ほかの部分に関しても、ぜひ皆様からご意見がございましたらいただければと思いますけれども、皆様、まだ出ていない部分についてもいかがでし

ようか。

○知野判事（札幌家庭裁判所） 札幌家裁の知野でございます。

今までの議論をお聞きして、私の考えているところを少しお話ししたいと思います。

まず、相談機能は、今回の資料3でお示しいただいたところでございます、札幌市は、やはり広い地域でございますので、中核機関のみで相談等を全て賄うというのは、これは現実的でないというところで、かつ地域連携ネットワークとして既存の地域包括支援センターであったり、障がい者の相談支援事業所を窓口としてさらに利用されていくというのも正しい方向なのかなと思います。さらに、そこに中核機関としての相談窓口を設けるというのも、やはりチャンネルを増やしていくというのもよろしいのかなと思っています。

ただ、この中核機関と地域包括等の関係につきましては、一方的に、それは地域包括で言えばそれで終わる話ではなくて、相互連携的に機能していくものなのかなと考えております。

概念図でどう表すかというのはなかなか難しいところなのかなと思いますけれども、地域包括で問題になったものが中核機関に相談され、それについて検討した結果、もう一度、地域包括に戻っていくというようなこともあるでしょうし、逆というのもあるかなと思います。先ほどもお話が出ていましたが、いろいろな相談をするチャンネルが増えていくというのは、利用促進につながっていくであろうというふうに考えております。

問題は、そういった相談が増えてきたところで、成年後見制度を利用するという、その申立ての段階のときにどうするかということで、先ほど半藤委員がお話しされていましたが、その申立て支援をどうするかというのがやはり問題になっていくのであろうと思います。

この資料3でいいますと、一番左下の赤い矢印の地域包括などで成年後見制度の活用へというところでございますが、恐らくここがボトルネックになるであろうと。幾ら相談したところで、結局、成年後見制度の申立てにつながらなければ、結局は利用促進につながらない。この図と、今回お示しいただいた設置運営方法について拝見していると、やはり申立て支援をどうやっていくかというところがなかなか見えてこないといえますか、そこをどこが担うのか。既存の地域包括や障がい者の相談支援事業所が、これから増えていく相談者の申立てを全て賄っていくということが可能なかどうか、それであれば、それぞれの地域包括等の機能をかなり充実していかなければいけないと思いますし、そうでなくて、そこは中核機関のほうでやっていくということであれば、やはりそのところは考えておかななくてはいけないのかなと思います。

もちろん、中核機関の利用促進の関係は、まずはできるところからということで、広報、相談からということでは理解するところではございますが、やはり先ほど岩井委員が言われていた利用促進辺りは、先を見据えて議論していかないと、なかなか議論が進んでいかないのかなと考えているところでございます。

○畑部会長 まさしく、ウの利用促進にもつながってくる部分で、地域包括支援センター

が最前線の窓口としてあるというところではそのとおりなのですが、今後、この申立ての支援を包括が担っていくことになった場合に、その件数自体が今後増えていくことが想定されているというのが前提としての社会情勢ですよ。

ですから、それが業務としてどんどん増えてきたら、中核機関がそれを担わないのであれば、それを担う包括に人員を増やしていくといったことまで想定しないと、結局、既存のところは既存の体制のままやっていくということができなくなってしまうと。そういったことも、今後の中長期的な計画に、この利用促進の視点で盛り込んでいくことが必要になってくるということかと、ご意見として伺いながら感じました。

エの後見人支援業務の相談窓口も、具体的なイメージは、現在のところ、イの①から④のとおりというところではありますけれども、②番の対応方針で、「個別相談については、当面の間は事前予約制とし」とあります。これは、どれぐらいの間、事前予約制にするのか、実際に後見人支援業務で既に後見人になられている方は市内に相当数おられますから、そこを本当に事前予約制で柔軟な対応が可能なのか、これは札幌市だけの力でできるニーズ調査ではないと思いますけれども、もし関係者団体でおられるメンバーの皆さんのお力が借りられるのであれば、どれぐらい件数として想定されるのか、精緻なニーズ調査ではなかったとしても、これまで既存で積み上げられているデータの中からお提出いただけるものがあれば、参考資料として今後お出しいただくことも想定できるのではないのかなとも感じました。

本当にいただいているご意見は、この4月に向けて全部という話ではなくて、むしろその先を見据えたしっかりとした議論につなげていくというものかなとそれぞれお聞きしながら感じておりましたので、ぜひその点も今後検討していきたいなと思う次第です。

エの後見人支援業務の②番のチーム化推進・支援について、先ほど岩井委員からご発言いただいたので、逆に、ご質問というか、お聞きしてしまいますけれども、実際、後見に就かれている方で、チーム化が不十分という方はどれぐらいおられるものですか。

○岩井委員 今、後見人の申立てするまでの間のいわゆるチームというのと、後見人になって後見人としてその人を支える人の入るチームというのが二つ考えられるのですが、その後半の部分だと思うのです。

今、裁判官がいるところで何ですけれども、やはり後見人という立場というのは、普通の一緒にいる福祉の関係の立場としては違うということをおたちらはわきまえるというか、理解すべきだと思うのです。例えば、5人ぐらいいて、そして、後見人が入って、この人についてどうしようかという議論をしたときに、4人がこうすべきだと言っても、後見人としては、これはまずいのではないかと思ったときに、果たして、4対1だからこうしましょうというふうになっていいのかどうか。これは、やはり後見人という立場において、財産の管理もしているし、身上保護的な部分もあるので、ある程度、判断せざるを得ない場合もあると。

そういう意味では、後見人になってからチームをつくって議論するという場合は、やは

りいろいろな意味で、後見人の立場ということも、チームに入っている方々に理解していただきたいというのが、感想になってしまいますけれども、いつも個人的には思っているところではあります。

○畑部会長 要は、チーム化自体ができていたとしても、周りのチームメンバーの後見人の方に対する理解がなかなか不足しており、その議論というのが後見人不在のような状況で進められるようなことになってしまいかねないと。つまり、それは、チーム化推進・支援のチーム化といった点と、相談の中の研修等を含めた理解促進につながってくるのだらうと考えられる部分でもあります。

やはり、私も本当に年間たくさん研修のご依頼をいただきますけれども、研修内容の企画を考えるのが一番大変なところでもありますよね。そういったときに、今ご発言いただいたような、いや、ここがニーズだからこれをテーマに研修やったほうがいいよといった案出しについても協議会が担っていくと、むしろ受託した中核機関は、そのテーマで誰かいい講師の方はおられますかということで、協議会の中でそこも選出するというところでやっていけると、そこが非常にスムーズになっていくことも考えられると。

そういった点においても、やはり協議会の設置ということもできる限り急いで検討していただくことが重要になってくるのかなと思った部分です。

岩井委員、突然ですみませんでした。ありがとうございます。

それでは、赤杉委員、お願いします。

○赤杉委員 先ほどのニーズ調査の数ですが、例えば、障がい者の相談支援事業所で、この成年後見制度を利用したほうがいい案件はどのぐらいありますかといったところは、実際のところ、そんなにならないように思っているのです。

といいますのは、やはり委託の相談支援事業所の相談件数が近年膨大になってきているというところと、相談に来る対応をやっていると、アウトリーチがなかなかできないというようなところもありますので、実際、そのような気になるケースが地域にあったとしても、相談支援事業所の相談までなかなか結びつかないケースが想定されるのではないかなと思います。

やはり、地域で気になる、ご家族に障がいがありそう、でも、皆さん、手帳や診断を持っていらっしゃる方ばかりではないので、でも、気になる方がいるのだよなということを実際に知っていらっしゃるのは民生委員であったり、町内会長であったり、ケアマネジャーだったりするのですよね。ケアマネジャーから通して、あそこのお子さんがもしかしたら障がいがあるかもしれないみたいところで相談支援事業所につながっているというところで、その点で、今、地域包括支援センターと相談支援事業所が連携して一つのケースをやってみようというような動きも増えてきていますので、一概にいますかというような問いかけだと、アウトリーチ的な掘り出しというところがなかなか難しいということと、いきなりそこまでやってしまうと、確かに、中核機関もパンクしてしまうと思います。

ただ、実情としては、そのような状況があるということで、お伝えしておきます。

○畑部会長 非常に重要な視点かと思えます。いきなり、初年度からアウトリーチも含めてということ自体もなかなか想定できないかと思えますので、むしろ、現状でそうやって把握している部分だけでもどれぐらいかという数字も、もしかしたら本当に特定の個別の数字が全部必要なのかというと、それは分からない部分もあると思っています。

むしろ、どういった声、どういった困り事があるかを質的に把握しておいて、それを中核機関が把握できているというほうが重要な気もしております。そういった量的な部分、質的な部分、何ができるかという現実的な路線も含めて、それは中核機関だけにそういうことをちゃんと把握してくださいねということではなくて、協議会あるいは部会場の場を使いながら集約していく、そういうことができたならとてもいいのかなと改めて感じました。

既に1時間半ほど経過しておりますけれども、皆様、ほかにいかがでしょうか。

○岩井委員 それでは、その利用促進機能が表の中に載っております、市長申立て、報酬費用のほうは先ほどお話もさせていただきましたけれども、市民後見人の養成、日常生活自立支援事業との連携といろいろなっていますが、例えば、今後、中核機関ができたときに、今、札幌市は、社協が受託して市民後見人の養成、あるいは、選任をしていると思うのですが、中核機関ができて、市民後見人の養成対応は、このまま引き継がれていくという流れで問題ないのか。特に、札幌市の場合は、2人体制で市民後見人を選任されていると、では、その需要に対して供給が今後もずっと問題ないのかどうなのかということを含めて、ご意見をお伺いできればと思っているのですが。

○畑部会長 何か、事務局で検討、把握されている点はございますでしょうか。

○事務局（浜部地域福祉推進担当課長） 市民後見の件ということで、今のところ、市民後見の養成講座をやっている中で、受任に至らないというところには行っていないという状況でございます。

コロナ禍で、なかなか研修ができなかったという部分もございますが、現状では、まだ大丈夫です。ただ、今後、当然増えてくれば、また足りなくなるということも出てくるかと思えますので、その状況に合わせて養成をしていかなければならないと考えています。

また、質を上げていくというようなことについても、やっていかなければならないかなとは思っています。

ですから、養成講座が終わった人数と、実際に受任している件数でいくと、まだ余裕はあるのです。ただ、実際、その時期にできるかとか、いろいろなことが考えられると思うので、きちぎちというわけにはいかないと思っていますので、併せてその辺の状況を見て、需給を見ながら養成研修をやっていくという考えでございます。

○知野判事（札幌家庭裁判所） 市民後見人の関係ですが、現在、裁判所もやはり後見人の給源というところで大切なところですので、ぜひ活用を進めたいと考えているところでございます。

今、市から説明いただいたとおり、今、市民後見人が足りないという状況にはないとい

うふうに思います。養成講座を受けられた方について、いろいろ事件をお願いできる状況にあるかと思えます。

では、なかなか進んでいないところはどこかと申しますと、やはり後見人支援が進んでいないというところで、市民後見人を選べる事案がかなり限られてしまっている。基本的には、かなり問題の少ない事案のみ市民後見人に受けていただくという状況でして、裁判所として、もう少し広い範囲でお願いしたいところですが、そこはなかなか進んでいないという状況でございます。

ここも、やはり、今後、中核機関が立ち上がって、後見人支援が進んでいきますと、この市民後見人の活用の幅も広がっていくであろうと。それに従って、やはり市民後見人にもっとたくさん応募していただきたいというような要望も広がっていくのかなというところで、現状をご紹介させていただきました。

○岩井委員 せっかくですからお伺いしたいのですけれども、今、それほど問題がない事案しか市民後見人に振れないと。ただ、だんだんだんだん需要が増えてきて、多少、困難案件でも振らざるを得ないというふうになってきたときには、当然、後見監督人をつけるという流れも考慮されているということでしょうか。

○知野判事（札幌家庭裁判所） おっしゃるとおりでございます。

それも含めて、市民後見人の方が安心して後見人に就任していただけるような体制づくりをしていきたいと裁判所も考えております。

○畑部会長 この点も、まさに中長期的にはしっかり検討していくべきポイントかなというところと考えております。

今、二つありましたよね。現状では、市民後見人の方をお願いできる状況の件数自体が不足している、そんなに多くないから供給が間に合っている部分と、やはり、この一、二年は、コロナ禍で様々なことに対する利用控えといったところが見受けられますので、これが落ち着いてきたときに、改めて地域に出向いてみると、かなり状況が悪化しているような家庭というのが複数出てくるのが現状で既に想定されるかなと思われます。

2023年度、2024年度以降、こういった点も含めて、かなり重要な検討事項になってくるのかなと思いました。

皆様、それぞれご意見をありがとうございます。

それでは、紙谷委員、民生委員の方は状況把握されている部分もあるのではないかなというところもございましたけれども、もしよければ、そこに限定せずに今回の内容を含めて少しご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

○紙谷委員 確かに、中核機関を設置するということが、より多くの窓口が開けるということは本当にありがたいなと思っています。

ただ、先ほどのお話の中でありましたように、民生委員は本当に地域住民に密着した段階で活動しているものですから、さらにコロナ禍の関係もあるのでしょうかけれども、ひとり暮らしの中で、やはりある程度の財産を持っている方に対しては、すごく心配があって、

相談もあります。

そういうときは、やはり私たちは、もう全てを地域包括支援センターにつないで、そこでいろいろとお話をして、そこから包括や法テラスにつないでいくというふうな形で、法的なことでは、まず、第一に法テラスに相談をさせていただいています。そこでは、非常にいろいろなことにお聞きいただいて、そこから次につなぐというふうな形で今はやっている状況ですから、先ほどありましたが、後見人をどうこうというふうな話というのは今のところはあまりないのです。

ただ、やはり生活上の問題が一番多くて、高齢者の方がお一人で金銭的な財産管理ができなくなっている場合には、やはり社協に連絡をして、そこで管理をしていただくというふうなことをお願いしております。

○畑部会長 今後、やはり協議会に入っていくべき方々の名前も見えてくるかなと思いますし、財産自体が把握できないと今後の支援が展望できないといったところで、あらゆる支援が構想しづらくなってしまいうところもありますので、そういった点も含めて、後見人、あるいは、そういった様々な方々の役割が重要になってくるのだろうというように見受けられました。

本当に、お時間が来ておりますので、そろそろ部会自体は終了していきたいと思っているのですけれども、最後にこれだけというようなご意見をお持ちの委員がおられたら、ぜひお願いできればと思います。

それでは、半藤委員、お願いします。

○半藤委員 今、いろいろなガイドラインも出て、意思決定支援のガイドラインなどを見せていただくと、やはり理想的なことを書いていて、内容自体にはすごく共感するところはあるのですが、あれを現実にやるかとなってくると、やはり中核機関にしっかりしていただいて、中核機関がいろいろとセッティングしていただかないと、後見人自体としては、もう、ばったばたになってしまうのではないかと。

そういう意思決定支援のガイドラインを使う機会というのは、例えば、自宅の売却などといった重要事項ですので、常日頃、めったにあるわけではないのですが、そういう事案が出てきて、きちんとガイドラインに沿ってやりたいと後見人が思っても、本当に中核機関が出てきてチームをつくってチーム支援をしていただかないと、後見人は動けないところがあります。

最初から、そこを中核機関に期待するわけではないのですが、走っていく中で、だんだん中身を充実させて、後見人にきちんとした支援が行き渡るようにしていただきたいと思っています。今後とも、私たちがこういうところで意見を言って、それを反映させていただきたいという気持ちは強いので、こういう機会を大切にしていきたいと思っております。

○畑部会長 それでは、皆様、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○畑部会長 それでは、今日の議題としては以上ということにさせていただきます。

今日、皆様から頂戴したご意見については、私自身が発言してしまった部分もかなり多いのですが、まず、私の事務局とで一度再検討させていただいた上で、部会としての方針を確定していきたいと思っておりますので、その点については、あらかじめご了承くださいければと思います。

#### 4. その他

○畑部会長 それでは、最後に、その他について、事務局から何かご報告はございますでしょうか。

○事務局（北村福祉活動推進担当係長） 事務局からは、本日、部会の皆様から貴重なご意見をいただきましたので、これについて、また、部会長ともご相談させていただきながら、今年度内の中核機関の業務開始を目指していきたいというのは、もちろんそこは変わりませんので、引き続き、ご協力のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

○畑部会長 ありがとうございます。

#### 5. 閉 会

○畑部会長 それでは、本日、円滑な進行にご協力いただき、また、様々な貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度権利擁護部会を閉会したいと思います。

以 上